

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

（申込者）

住 所

氏 名

電 話

既設給水装置再利用申請兼承諾書

給水装置新設工事の申請にあたり、廃止処理された既設給水装置を当方の事情により再利用したいため、承認をお願いします。

給水装置設置場所住所 : 八丈町

なお、廃止処理された給水装置（以下、「残置給水管」という。）を再利用するため、以下の事項の全てに承諾します。

- (1) 残置給水管が再利用可能な状態であることを申込者が確認すること。
- (2) 残置給水管は、水量低下などの問題が発生することを理解し、町に費用負担をかけること。
- (3) 残置給水管再利用による水量不足等は、申込者の責任及び費用負担において解決すること。
- (4) 残置給水管を用いて給水装置を新設する際、配水管の分岐から申請地に隣接する道路直近、道路境界から 2m 以内の検針に支障のない位置に水道メーターを設置すること。
- (5) 水道メーターボックス内に残置給水管から接続していることが確認できる札を付けること。
- (6) 残置給水管からの増径及び給水装置分岐を行わないこと。
- (7) 残置給水管の 1 次側（配水管から水道メーターまで）の間で漏水事故が確認された際、配水管からの取り直し及び給水管の布設直し等の修繕を管理者が行うこと。
- (8) 管理者が修繕に要した費用の二分の一を申込者から徴収すること。ただし、徴収金額の 100 円未満は切り捨てる。
- (9) 修繕費用は、管理者が八丈町指定給水装置工事事業者に対し支出した金額とすること。
- (10) 修繕費用を指定期限内に納入しないときは条例第 38 条に従うこと。
- (11) 売買契約や譲渡等により給水装置の所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について継承すること。

八丈町指定給水装置工事事業者

所在地

名称等

電 話

注：自署できない場合は記名押印